

## 非公開決定通知書

三土公第6号

平成18年11月15日

三豊市三野町大見甲 5742 番地

岩田秀樹様

三豊市土地開発公社  
理事長 清水邦夫

06年10月17日に公開請求のありました行政文書については、三豊市情報公開条例第11条第2項の規定に準拠して、次のとおりその全部を公開しないことと決定しましたので通知します。

公開請求に係る行政文書	平成15事業年度高瀬町土地開発公社理事会議事録、平成16事業年度高瀬町土地開発公社理事会議事録、平成17事業年度第2回高瀬町土地開発公社理事会議事録、平成17事業年度第3回高瀬町土地開発公社理事会議事録、平成17事業年度第5回高瀬町土地開発公社理事会議事録
行政文書の概要	上記行政文書の全部
非公開とする根拠規定	三豊市情報公開条例第11条第2項に該当
根拠規定を適用する理由	公開請求に係る行政文書を保有していないため。
担当課	三豊市政策部企画課(三豊市土地開発公社事務局)
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、異議申し立てをすることができます。

三豊市三野町大見甲 5742 番地

岩田 秀樹 様

三豊市土地開発公社  
理事長 清水 邦夫

06年10月17日に公開請求のありました行政文書については、三豊市情報公開条例第11条第1項の規定に準拠して、次のとおり一部を公開することと決定しましたので通知します。

公開請求に係る行政文書	平成17事業年度第1回高瀬町土地開発公社理事会議事録 平成17事業年度第4回高瀬町土地開発公社理事会議事録	
公開の日時及び場所	日時	平成18年11月15日午後
	場所	三豊市政策部企画課内三豊市土地開発公社事務局
公開の実施方法	写しの交付 電話（62-1115（企画課））	
非公開とする部分の概要	特定個人の住所、氏名及び法人等の名称	
非公開とする根拠規定	三豊市情報公開条例第7条第1項又は同条第2号に該当	
根拠規定を適用する理由	個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため。	
担当課	三豊市政策部企画課（三豊市土地開発公社事務局）	
備考		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、異議申し立てをすることができます。

(注)

- この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。
- 指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話などで担当課まで連絡してください。

## 非公開決定通知書

三土公第7号

平成18年11月15日

三豊市三野町大見甲 5742 番地

岩田 秀樹 様

三豊市土地開発公社  
理事長 清水 邦夫

06年10月17日に公開請求のありました行政文書については、三豊市情報公開条例第11条第2項の規定に準拠して、次のとおりその全部を公開しないことと決定しましたので通知します。

公開請求に係る行政文書	平成18事業年度三豊市土地開発公社理事会議事録
行政文書の概要	上記行政文書の全部
非公開とする根拠規定	三豊市情報公開条例第11条第2項に該当
根拠規定を適用する理由	公開請求に係る行政文書を保有していないため。
担当課	三豊市政策部企画課（三豊市土地開発公社事務局）
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、異議申し立てをすることができます。